

厚生省の朝鮮人遺骨名簿(以下厚生

省名簿という)により、韓国政府の遺骨

引取り希望者名簿(以下韓国名簿と

いう)を調査した結果と今後の事務

処理(案)

昭和49.10.2
調 査 課

1. 調査結果

① 名簿に記載されている実数 948件

注: 名簿記載の総数は988件であるが、この

うち、複数の遺族等から引取り希望のあつ

たもの6件と、厚生省名簿に記載されて

いないのに引取り希望のある34件の計
40件を差引いたものである。

2) 本籍地

ア. 韓国名簿は現本籍地が記載されている。

イ. 厚生省名簿と同一のもの(明らかに行政

区画の変更と認められるものを含む) ⁸⁴⁹ ~~850~~件

ウ. 厚生省名簿と一致しないもの ⁹⁹ ~~98~~件

なお、上記 ⁹⁹ ~~98~~ 件の不一致別の概況は

次のとおりである。

道以下が全く異なるもの 17件

道は同じで郡(市区)以下の異なるもの 17件

道郡は同じで面(邑所)以下の異なるもの ³⁹ ~~38~~件

835 → 836

910 → 911

113	18	835
		836
		910
		911

道郡面は同じで里と番地の異なるもの 26件

注: 上記⁹⁹ ~~98~~ 件のうち北朝鮮出身者は

5件となっている。

99
10

836

25

(3) 氏名

ア. 厚生省名簿と同一のもの(同一人と判断

できるものを含む)

935件

イ. 厚生省名簿と一致しないもの

13件

(うち3件は本籍不一致のものと重複している)

(4) 戦没者と遺骨の引取りを希望する者の^続 海柄

ア. 遺族

803件

イ. 縁故者

141件

ウ. 上記以外の者

4件

注: ~~縁故者~~とは、遺族^{とは} 故人の配偶者、

112

父母
 両親、祖父母、子、孫及び兄弟姉妹~~を~~
 縁故者とは遺族を、
 除く韓国民法第777条に規定され

ている親族をいう

即ち

(ア) 父親等以内の父系血族

(イ) 母親等以内の母系血族

(ウ) 夫の父親等以内の父系血族

(エ) 夫の母親等以内の母系血族

(オ) 妻の父母

(カ) 配偶者

(5) 参考

韓国名簿に登載されている北朝鮮地域

5
出身死没者は59件となっている。

これらの者の死没者との関係は遺族

39件、縁故者20件となっている。

人、遺骨引渡し可否

本件遺骨の引渡しは、①遺骨の引渡しを受け
ることのできる者は遺族及び縁故者で、②上記

の遺族又は縁故者は、死没者との身分関係を

明らかにできる戸籍謄本、本人の現住地を明

らかにする書類のほか、韓国外事部又は在京

韓国大使館の承認書をそえて申請すること

とされているが、今回の遺骨引取りについては

韓国政府がその責任において調査したもので

6
あるから遺骨引渡し後に派生した問題につい

ては韓国政府が処理することを条件に、韓国

名簿の死没者氏名及び本籍地が厚生省名簿

と合致し、かつ遺骨を引取る者が、死没者の

遺族又は縁故者である等の条件を具備する

遺骨は韓国政府を通じて引渡すこととした

したい。

なお、氏名又は本籍地の異なるもの及び遺骨

の引取りを希望する者が死没者の遺族又は

縁故者に該当しない等の等については、それ

ぞれの名簿により外務省に調査^オを依

是することといたしたい。

返還準備

引渡し還骨の決定、予算、慰霊祭、返還

還骨名簿の作成等について、あらかじめ所要

の準備を実施することとし、返還期日、輸

送要領等については外務省と密に連絡

して処理することといたしたい。